最終更新日:2015年6月24日
エステー株式会社
代表執行役社長　鈴木貴子
問合せ先:人事・総務グループ 馬場和久　TEL:03-3367-6311
証券コード:4951
http://www.st-c.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの最大の目標を「株主価値の増大を実現するための、公正で安定的な組織運営」においております。同時に、当社グループを取り巻く数多くのステークホルダーとの調和を図ることが、最終的に株主の利益に繋がるものと考えております。

当社は、これまでも取締役・監査役の主導のもとで、適切且つ迅速な経営の意思決定、経営責任の明確化、リスク管理体制と法令遵守体制の強化に取り組んでまいりましたが、平成16年6月、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を目指し、指名委員会等設置会社に移行いたしました。指名委員会等設置会社への移行により、経営の監督機能と業務執行とが分離され、執行役に業務執行の権限が大幅に委譲されることによって、経営の質の向上、迅速な意思決定、機動的な業務執行を目指しております。また、社外取締役を過半数とする指名・監査・報酬の各委員会の設置により経営に対する監督機能を強化し、経営の透明性の向上に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社シャルダン	5,587,424	25.57
日本生命保険相互会社	1,336,995	6.12
みずほ信託銀行株式会社　退職給付信託　みずほ銀行口　再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	884,000	4.05
鈴木喬	682,600	3.12
フマキラー株式会社	541,000	2.48
株式会社三菱東京UFJ銀行	524,124	2.40
鈴木幹一	500,000	2.29
藤井弘	441,257	2.02
有限会社鈴木幹一商店	433,000	1.98
鈴木貴子	424,088	1.94

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

大株主の状況について
1. 当社は、平成27年3月31日現在自己株式を1,149,464株保有しておりますが、上記大株主から除外しております。
2. 割合は自己株式を控除して計算しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	指名委員会等設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数 更新	8名

【社外取締役に関する事項】

社外取締役の人数 更新	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
恩藏　直人	学者											
鈴木　幹一	他の会社の出身者							△				
有賀　文宣	税理士											
宮川　美津子	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	所属委員会			独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
	指名委員会	報酬委員会	監査委員会			
恩藏　直人	○	○	○	○	学者 独立役員	当社では、当社の事業環境に関する豊富な経験と深い見識を有し、かつ当社との間で特別な利害関係がない方に、社外取締役として監督いただいております。 恩藏直人氏は，マーケティング戦略の第一人者であることを活かして幅広い実績と見識に基づいて、アドバイス及びチェック機能を果たしていただけるものと判断したため選任しております。また、社外取締役としての職務を遂行する上で当社の一般株主と利益相反を生ずるおそれのある事項がなく、したがって、独立性を害することがないと判断し、独立役員として指定いたしました。

鈴木　幹一	○				―――	当社では、当社の事業環境に関する豊富な経験と深い見識を有し、かつ当社との間で特別な利害関係がない方に、社外取締役として監督いただいております。 鈴木幹一氏は，主に広告業界における経験・見識を活かして、当社のマーケティングに対する専門的なアドバイス及びチェック機能を果たしていただけるものと判断したため選任しております。
有賀　文宣		○	○	○	税理士	当社では、当社の事業環境に関する豊富な経験と深い見識を有し、かつ当社との間で特別な利害関係がない方に、社外取締役として監督いただいております。 有賀文宣氏は，主に税理士としての経験を活かして、当社の財務・経理面での専門的なアドバイス及びチェック機能を果たしていただけるものと判断したため選任しております。また、社外取締役としての職務を遂行する上で当社の一般株主と利益相反を生ずるおそれのある事項がなく、したがって、独立性を害することがないと判断し、独立役員として指定いたしました。
宮川　美津子	○		○	○	弁護士	当社では、当社の事業環境に関する豊富な経験と深い見識を有し、かつ当社との間で特別な利害関係がない方に、社外取締役として監督いただいております。 宮川美津子氏につきましては、主に弁護士としての経験を活かして、高度な法律的知見を当社の経営に活かしていただけるものと判断したため選任しております。また、社外取締役としての職務を遂行する上で当社の一般株主と利益相反を生ずるおそれのある事項がなく、したがって、独立性を害することがないと判断し、独立役員として指定いたしました。

【各種委員会】

各委員会の委員構成及び議長の属性 更新

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
指名委員会	5	0	2	3	社外取締役
報酬委員会	3	0	1	2	社外取締役
監査委員会	3	0	0	3	社外取締役

【執行役関係】

執行役の人数 更新	10名

兼任状況 更新

氏名	代表権の有無	取締役との兼任の有無			使用人との兼任の有無
			指名委員	報酬委員	
鈴木　喬	あり	あり	○	×	なし
鈴木　貴子	あり	あり	○	×	なし
紺田　司	なし	なし	×	×	なし
石川　久美子	なし	あり	×	○	なし
上月　洋	なし	なし	×	×	なし
鹿毛　康司	なし	なし	×	×	なし
北原　雅美	なし	なし	×	×	なし
吉澤　浩一	なし	あり	×	×	なし
辻　幹夫	なし	なし	×	×	あり
早坂　敬一	なし	なし	×	×	なし

【監査体制】

監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり

当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

監査委員会の職務を補助すべき使用人につきましては、その組織と独立性に関する規程を定め、監査委員会事務局を設け、事務局には事務局長1名と事務局員若干名を配置し、監査委員会の職務を補助することとしております。また、当該使用人の人事異動ならびに考課につきましては、あらかじめ監査委員会の同意を要することとしております。

監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査部門は、代表執行役直轄の監査グループが担当しており、内部監査報告書を監査委員会に提出するとともに、定期的に監査委員会に対して内部監査の実施状況を報告しております。

会計監査人は監査委員会に対して、期初に監査および四半期レビューの計画を報告し、四半期ごとに監査あるいは四半期レビューの結果を報告すると同時に意見交換を実施し、情報と問題点の共有を図っております。

会計監査人と監査グループは随時、問題点の共有を図るため意見交換を実施しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役・執行役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

取締役には業績連動型報酬制度を設けておりません。
取締役の報酬は、その主な職務が監督機能であることから固定金額として定め、当社の業績状況および各取締役の職務内容に応じて、相当と思われる金額としております。
また、当社報酬委員会は、執行役がより業績や株価を意識して職務を執行するよう平成27年4月30日開催の報酬委員会において執行役の報酬制度改定を決議いたしました。執行役の退任慰労金を廃止し、信託を利用した株式報酬制度を新たに導入いたしました。この制度は毎年業績に連動して執行役にポイントを与え、退任時に累積されたポイントに応じた株式を交付する報酬制度です。執行役が株主の皆様と利益を共有し、中長期の視点で株価や業績を意識した経営を促すものであります。
上記に伴い、執行役に対するストックオプションの付与を廃止いたしました。

ストックオプションの付与対象者 更新	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役・執行役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない
（個別の執行役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成27年3月期における当社の取締役および執行役に対する役員報酬は次のとおりであります。

取締役（10名）に支払った報酬　　39百万円
執行役（9名）に支払った報酬　　236百万円

計　276百万円

（注）1.平成27年3月期末日現在の人員は、取締役兼執行役4名、取締役5名（うち社外取締役5名）、執行役5名であります。
2.支給額には、当該事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額等19百万円（執行役9名）、ストックオプションとしての報酬額9百万円（執行役7名）がそれぞれ含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、社外取締役が過半数を占める報酬委員会において、以下の方針を決定しております。

1.基本方針
取締役および執行役の報酬については、当社の企業価値向上に資するための報酬体系を原則としつつ、経営環境、業績、従業員に対する処遇との整合性等を考慮して適切な水準を定めることを基本としております。
特に執行役については、適正な業績評価を行うことにより、当社の企業価値向上へのインセンティブを高めることを方針としております。

2.取締役報酬
取締役の報酬は、その主な職務が監督機能であることから固定金額として定め、当社の業績状況および各取締役の職務内容に応じて、相当と思われる金額としております。なお、原則として取締役への業績比例報酬および退職慰労金は支給いたしません。

3.執行役報酬
・基本報酬
執行役の報酬は、職務の役割と責任に応じた基本報酬額をベースとし、各執行役の事業年度ごとの業績結果・貢献度などを勘案し、所定の評定手順に従って当社報酬委員会が決定いたします。

・長期インセンティブ
信託を利用した株式報酬制度を導入しております。この制度は毎年業績に連動して執行役にポイントを与え、退任時に累積されたポイントに応じた株式を交付する報酬制度です。

【社外取締役のサポート体制】更新

経営企画グループが、社外取締役との連絡窓口を務める他、指名委員および報酬委員については、人事・総務グループマネージャーが事務局長として社外取締役を補佐しております。
特に、監査委員に対しては、事務局長1名と事務局員若干名からなる「監査委員会事務局」が、毎月各業務執行部門の業務の執行状況を取りまとめ、定期的に報告が実施されており、監査委員会による業務執行の監視が適切に機能するよう努めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

1.業務執行の概要
指名委員会等設置会社体制のもとで、10名の執行役が、取締役会の決議により委任を受けた事項の決定を行うとともに、当社の業務を執行しております。原則として、週1回「執行役会」を開催し、執行役相互の情報交換を通じて効率的な業務執行に努めるとともに、執行役に委任された事項のうち特に重要な事項について決定しております。定期的な執行役会の開催により、執行役同士の相互牽制が果たされておりますが、同時に取締役は3ヶ月毎に開催される定例取締役会および必要に応じて機動的に開催される臨時取締役会等を通じて、執行役の業務執行の監視を行っております。更に、法令により取締役会の内部機関として設置された指名・監査・報酬の各委員会の機能発揮を通じて実効性のある経営監視体制の実現に努めております。なお、当社の取締役会はその半数（4名）を社外取締役が占めており、社外取締役は独立した立場で当社の経営を監督しております。

2.法定の各種委員会の概要
(1)指名委員会
株主総会に提出する取締役の選任および解任に関する議案の内容を決定する機関であり、社外取締役3名および社内取締役2名の5名（男性3名・女性2名）で構成され、委員長は社外取締役が務めております。また、指名委員会規程により1年に1回以上開催することとなっており、例年、規程どおり開催されております。
(2)監査委員会
取締役および執行役の職務執行の監査ならびに株主総会に提出する会計監査人の選任および解任ならびに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容の決定に関する権限を有する機関であり、社外取締役3名（男性2名・女性1名）で構成され、委員長は社外取締役3名の中から選定されております。また、監査委員会規程により、原則として1年に5回開催することとなっており、例年、規程どおり開催されております。
監査委員会の職務を補助すべき使用人につきましては、その組織と独立性に関する規程を定め、監査委員会事務局を設け、事務局には事務局長1名と事務局員若干名を配置し、監査委員会の職務を補助することとしております。監査委員会の監査は、執行役からの月次の業務執行報告や個別案件に対する調査指示、ならびに監査グループの実施する実地監査への同行などの活動によって実施しております。
(3)報酬委員会
取締役および執行役の個人別の報酬の内容を決定する機関であり、社外取締役2名および社内取締役1名の3名（男性2名・女性1名）で構成され、委員長は社外取締役が務めております。また、報酬委員会規程により、1年に1回以上開催することとなっており、執行役に対する業績連動報酬額の決定を含め、規程どおり開催されております。

3.監査の状況
当社の会計監査業務を執行している公認会計士(指定有限責任社員、業務執行社員)は千葉彰氏、佐藤武男氏であります。また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士9名、その他8名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を目指し、平成16年6月15日に開催した定時株主総会の承認を経て指名委員会等設置会社に移行いたしました。

平成27年６月17日現在、取締役８名中半数の４名が社外取締役という構成で指名委員会等設置会社としての運営を行っております。監査役会設置会社形態の頃と比べ、指名委員会等設置会社移行時に想定した次のような点は着実に前進しているものと認識しており、それが指名委員会等設置会社形態を採用している理由であります。

1.経営の監督機能と業務執行とが分離され、執行役に業務執行の権限が大幅に委譲されることによる経営の質の向上、迅速な意思決定、機動的な業務執行の実現

2.社外取締役を過半数とする指名・監査・報酬の各委員会の設置による経営に対する監督機能の強化と経営の透明性の向上

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	-

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、金融商品取引法および東京証券取引所の適時開示規則に従って、積極的に公平かつタイムリーな情報開示に努めます。 情報開示の方法は、TDnetに開示後、速やかに当社ウェブサイトに掲載します。http://www.st-c.co.jp	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会を半期に1回(4月下旬および10月下旬)実施。新製品説明会を半期に1回(1月中旬および7月上旬)実施。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	定期的ではないが、随時に開催。	なし
IR資料のホームページ掲載	決算短信など東京証券取引所への適時開示情報、有価証券報告書、四半期報告書、株主優待、IRスケジュール、株式情報、アナリスト説明会資料・動画配信などの各種情報を掲載。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署名 広報グループ IR担当役員 取締役　兼執行役　経営戦略部門担当 吉澤浩一	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境負荷を軽減 当社は、環境負荷の軽減を目的として積極的なモーダルシフトの推進を行っており、平成20年度第1回エコシップマーク認定事業者に認定され、平成22年エコシップモーダルシフト事業優良事業者表彰の受賞者に選ばれました。 ミュージカル支援への取組み 当社は、ミュージカルや演劇などの文化活動を積極的に行っております。 平成10年より、全国で出演者を公募し、券売をしない招待のスタイルで、公演を実施するオリジナルミュージカルの主催を行っております。
その他	役員への女性の登用状況 当社の取締役の数は、8名であり、その男女別の内訳は男性5名、女性3名であります。また、執行役の数は、10名であり、その男女別の内訳は男性8名、女性2名であります。 経済産業省主催「ダイバーシティ経営企業100選」の受賞 当社は、女性デザイナーを登用し、芳香消臭剤「消臭力」をメガブランドに育成したことなどが評価され、2014年3月に経済産業省主催の「平成25年度ダイバーシティ経営企業100選」の受賞企業に選定されました。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1.内部統制システムに関する基本的な考え方
当社は、内部統制システムの目的を「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」にある『業務の有効性及び効率性』、『財務報告の信頼性』、『事業活動に関わる法令等の遵守』、『資産の保全』の達成とし、その実現を目指します。そして、これらの目的を達成するために、会社法の下での内部統制と金融商品取引法の下での財務報告に係る内部統制の整備・運用を図ってまいります。

2.内部統制システムの整備状況
当社は、会社法第416条第1項第1号ロの「監査委員会の職務の執行のため必要なものとして法務省令で定める事項」、および会社法第416条第1項第1号ホの「執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」について取締役会で決議を行っており、その決議事項と整備状況は次のとおりであります。

(1)監査委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項
監査委員会の職務を補助する取締役および使用人に関する規程を作成し、職務内容、組織および執行役からの独立性の確保に必要な事項を定めております。
監査委員会の職務を補助すべき取締役につきましては、1名選定するものとし、当該取締役は監査委員会の情報収集活動に協力することを職務としております。
監査委員会の職務を補助すべき使用人につきましては、監査委員会事務局を設け、事務局長1名と事務局員若干名を配置し、監査委員会の職務を補助することとしております。また、当該使用人の人事異動ならびに考課につきましては、あらかじめ監査委員会の同意を要することとしております。

(2)執行役および使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制
監査委員会に対する報告に関して規程に定め、下記の事項につき報告することとしております。
・執行役会で決議された事項
・会社に著しい損害をおよぼす恐れのある事項
・会社の業務または業績に影響を与える重要な事項
・毎月の経営の状況として別途定める内容
・内部監査内容等社内規程に定められた事項
上記の報告は、規程に基づき、執行役が直接もしくは監査委員会事務局を通じて定期的に、また必要により随時、書面により報告することとしております。

(3)その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
内部監査部門と連携し、監査委員による往査の実施に努めることとしております。また、必要に応じて代表執行役および監査法人との意見交換の実施に努めることとしております。

(4)当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社グループとして共通の行動規範を定めるとともに、グループ横断的な体制としてグループ共通のコンプライアンス規程およびリスク管理規程を定め、各社に責任者を置き、その遵守に努めることとしております。
また、関係会社管理規程を定め、グループ会社各社を管轄する担当執行役および所管部署が業務報告等を受けることとしております。
内部監査部門はグループ会社に対する業務監査を実施し、また監査委員会は、執行役がグループ会社においてコンプライアンスおよびリスク管理に関する重要な事項を発見した場合に報告を受けるとともに、必要により主要連結子会社に対する往査の実施に努めることとしております。

(5)執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
文書管理規程を定め、執行役の職務執行に係る情報の管理に関するルール化を推進し、情報の保存・管理を適切に行うことに努めております。
監査委員会または監査委員会が選定する監査委員が求めたときは、執行役はいつでも当該文書を閲覧または謄写に供することとしております。

(6)損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理に係る規程を定め、子会社を含めたグループとしてのリスク管理委員会を設置し、リスク管理体制整備の推進とリスク発生時対応のルール化に努めております。
リスク管理委員会は、特定のリスクへの対応のため、特別委員会を設けることができ、特別委員会として「PL委員会」「コンプライアンス委員会」「情報セキュリティ委員会」を設置しております。
リスク管理委員会は、その活動につき、代表執行役、執行役会ならびに監査委員会に報告することとしております。

(7)執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役は経営の迅速化、監督機能の強化に努め、取締役会は経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督することとしております。執行役に委任した業務分掌および権限について明確にするために、執行役の職務分掌および権限に関する規程を定めております。また、経営上の重要事項につきましては、定期的に開催する執行役会において各執行役が協議の上決定することとしております。
財務報告については、その適正性を確保するために必要な内部統制体制の整備を行うこととしております。

(8)執行役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
法令・定款および当社の経営理念を遵守した行動をとるため、コンプライアンス体制の構築を推進しております。コンプライアンス体制構築のため、コンプライアンス規程を定め、子会社を含めたグループとしてのコンプライアンス委員会を設置し、グループとしてのコンプライアンスへの取り組みを行うこととしております。
コンプライアンス委員会は、コンプライアンス体制の推進のために、定期的に委員会を開催し、必要な機関の提案、コンプライアンスマニュアルの承認、啓蒙活動等の実施に努めることとしております。
また、内部通報に関する規程を定め、法令遵守上疑義のある行為について、直接社内外の専門窓口に通報する制度を導入しております。

3.リスク管理体制の整備
経営リスク、災害・事故リスクの他、財務リスク、労務関連リスク、情報システム関連リスク、販売活動に係るリスク、開発・製造・購

買関連リスク等、当社の業務活動に伴い広範囲にわたって発生するリスクを適切に対処するために、既に策定したリスク管理規程に基づき、各関係部門のメンバーによって構成される『リスク管理委員会』が、特別委員会として別途設置された「PL委員会」「コンプライアンス委員会」「情報セキュリティ委員会」と連携を図りつつ諸リスクを適切に把握・管理し、代表執行役および各部門担当執行役を補佐する体制を構築しております。また、平成19年度より内部通報に係る規程を制定するとともにヘルプラインを設置し、コンプライアンス体制の強化を図っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

【反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方】
　当社は、「社会的規範を遵守し、公正かつ誠実に行動する。」ことを基本方針とし、反社会的勢力の不当な要求に対して毅然とした態度で対応し、一切の関わりを排除することとしております。

【反社会的勢力排除に向けた整備状況】
　当社では、反社会的勢力への対応統括部署を人事・総務グループと定め、反社会的勢力排除のため、外部専門機関との連携を図るとともに、反社会的勢力に関する情報を当該機関と共有化しております。また、「コンプライアンス規程」「コンプライアンスマニュアル」において、反社会的勢力に対する対応等について定め、当社グループの役員、従業員に対して、コンプライアンス担当部門がその重要性および遵守すべき関連法規などの周知徹底を行っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、投資者に適時、適切な会社情報の開示を行う為、以下のとおり、社内体制の整備と適時開示すべき情報の取扱いを行っております。

1.発生事実
各業務執行部門およびグループ各社の業務執行過程で生じる種々の重要発生事実・重要報告事項は、それぞれの業務執行部門を担当する執行役ないし、部門代表者より、「執行役会」において、あるいは、内容により速やかに、代表執行役に伝達されます。
この情報を受けて情報取扱責任者が中心となり、代表執行役・部門担当執行役と協議の上、重要性及び適時開示の適否を判断し、開示することとなっております。

2.決定事実及び決算情報
重要な決定事実及び決算情報については、定時ないしは臨時の取締役会又は、執行役会の規定に基づき、付議・決定がなされますが、決定された重要事実あるいは決算情報について情報取扱責任者が中心となり、代表執行役、部門担当執行役と協議の上、適時開示を行うこととなっております。

業務執行・経営監視の体制

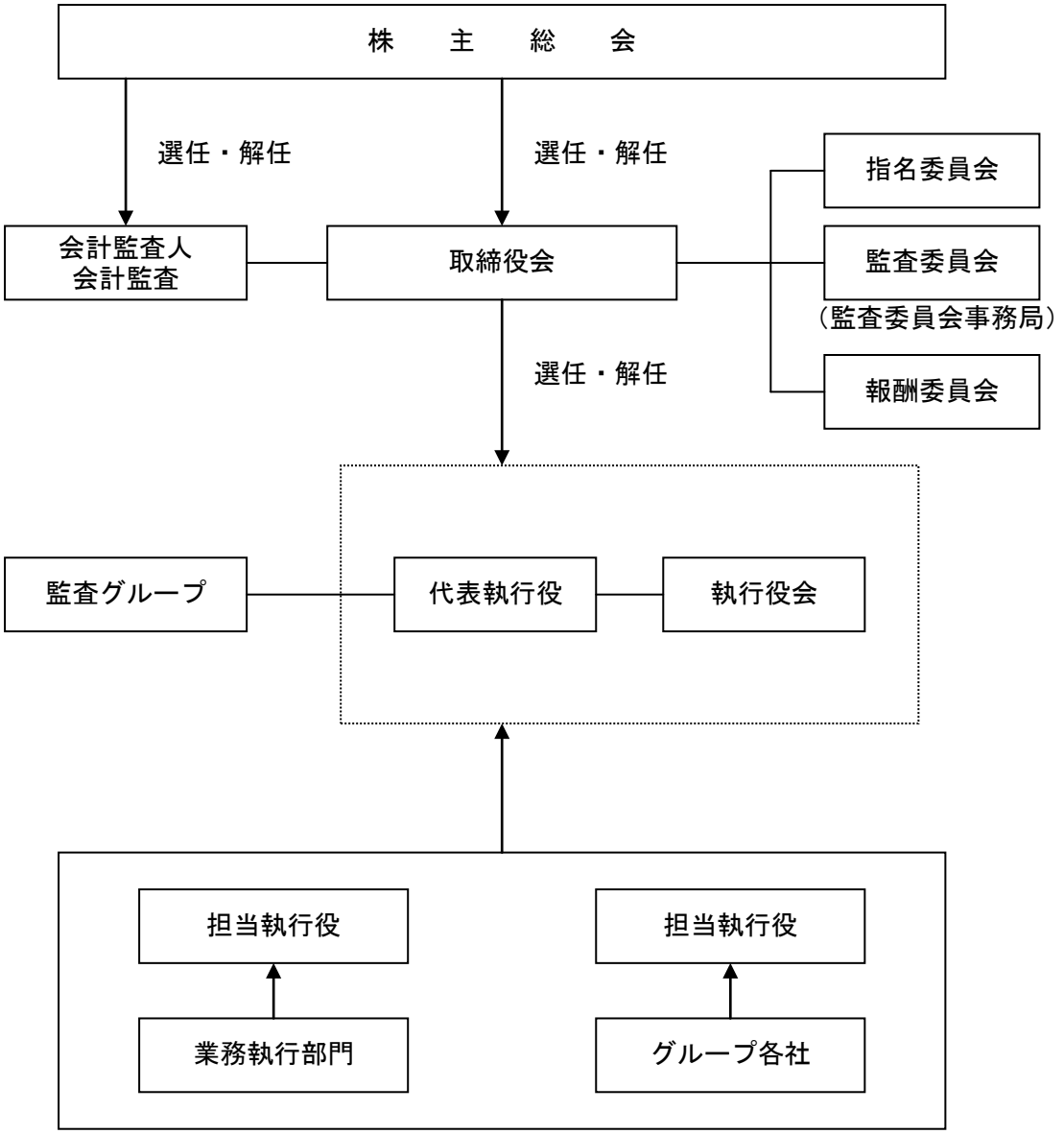

適時開示に係る社内体制

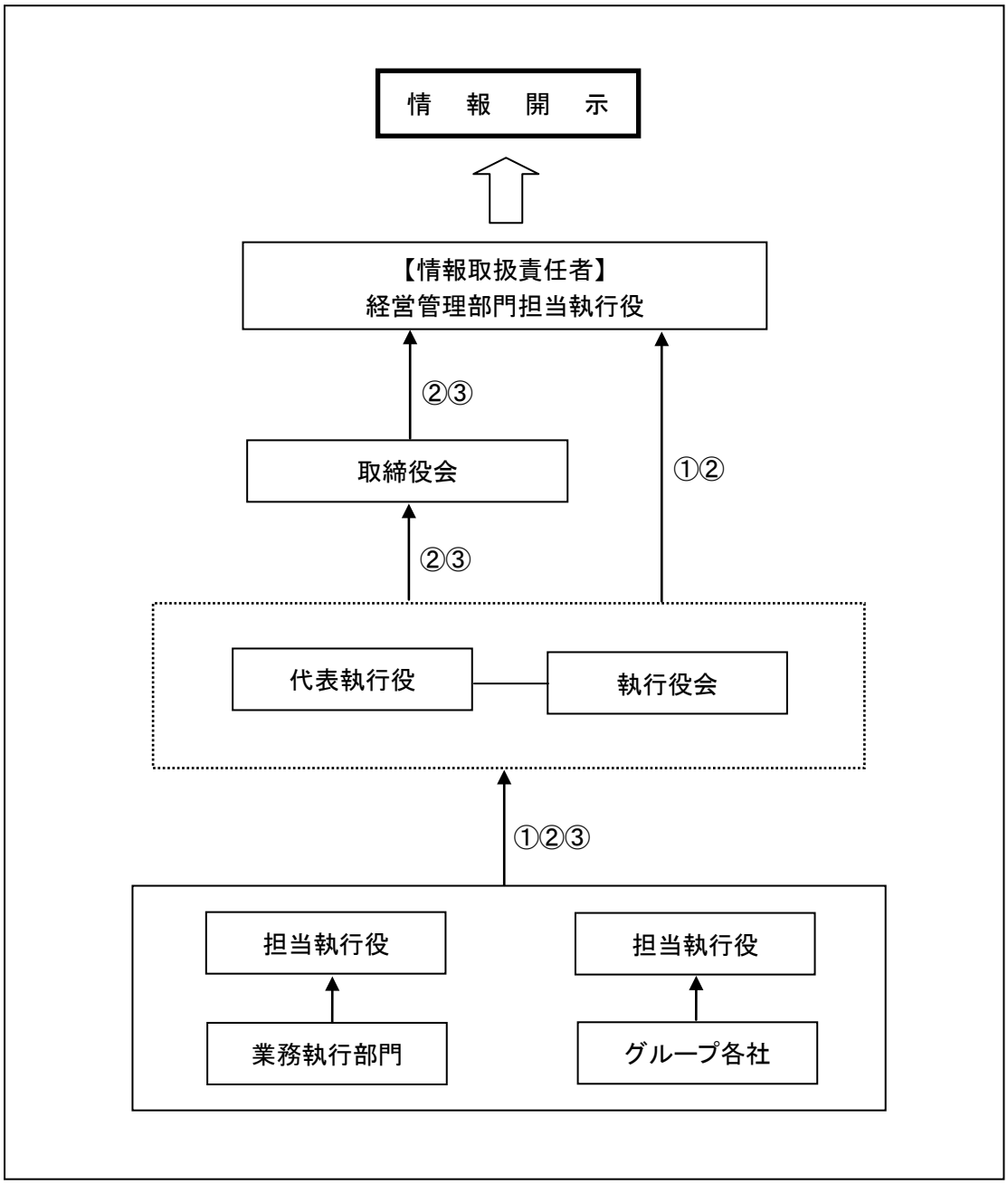

※　①　発生事実
　　②　決定事実
　　③　決算情報